「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」と「選定で使用する就職実績」について

令和5年1月19日
埼玉支部求職者支援課

- **訓練開始日：令和5年5月19日（金）**
- **申請受付期間：令和5年1月30日（月）～令和5年2月10日（金）**

【STEP1】 同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績（認定基準4、（1）、①「職業訓練の実績」）

→ 認定様式第4号「訓練実施機関・施設の概要」の「職業訓練の実績」欄に職業訓練の実績として記載。

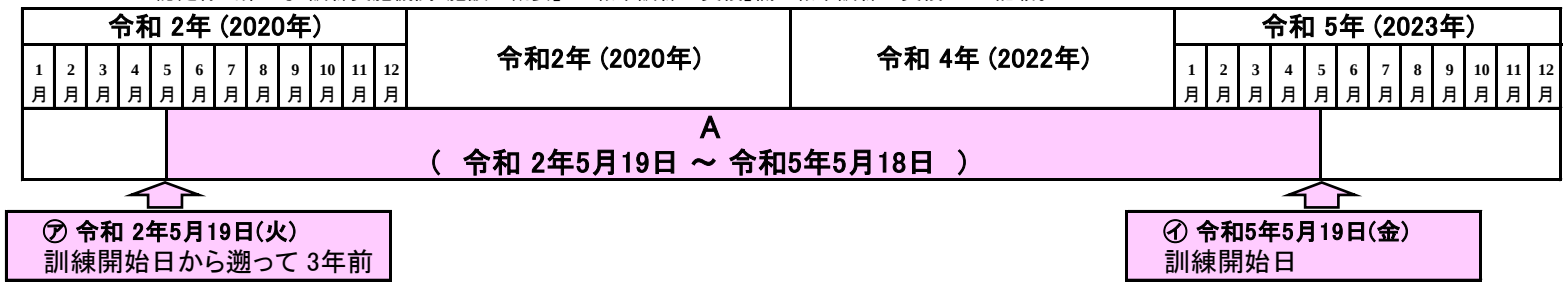

〇認定基準4、（1）、①「職業訓練の実績」
職業訓練の認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行ったことがあること。
なお、令和5年3月31日までに申請職業訓練を開始しようとする場合は、上記の要件にかかわらず、当該申請職業訓練を開始しようとする日より3年以上前に、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の認定職業訓練を適切に実施し、終了したことがあればよいものとする。

(1) A の期間に、実施場所（都道府県）を問わず、今回申請する求職者支援訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練（以下「同程度の訓練」といいます。）を適切に行った実績があることが必要です。※適切に求職者支援訓練を実施したことがある場合においては、申請する職業訓練を開始しようとする日から遡って3年より前の期間であっても実績とできます（令和5年3月31日までに訓練を開始する場合に限ります。）

(2) 同程度の訓練は、認定申請日までに開始しており、 A の期間に終了する訓練科が該当します。（訓練開始日が【㋐】より前であっても構いません）
【注意】求職者支援訓練の認定を受けた後に、同程度の訓練の実績として申請した訓練が適切に行われていなかったこと（訓練開始日の前日までに終了せず途中で中止したことなど）が判明した場合には、求職者支援訓練の認定取消しとなる場合があります。

(3) 同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間（企業実習を除く）が今回申請する求職者支援訓練の7割以上であり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であるとともに、同一の受講者に対して実施されていること（認定基準4、（3）、②、イ「対象とならない教科①」に該当するような教科が主な内容ではないこと。）が必要です。
なお、基礎コースを申請する場合、同程度の訓練は申請する職業訓練のうち「職業スキル」の訓練期間及び総訓練時間に対して7割以上であれば認められます。
また 、実践2カ月コースを過去に実施した実績がある場合、基礎4カ月コース及び実践3カ月コースの申請について、当該実績における訓練期間又は総訓練時間が申請する職業訓練の7割未満であっても認められます。
また、介護職員養成研修又は技能講習の内容を含む職業訓練を過去に実施した実績がある場合、当該実績における訓練期間又は総訓練時間が申請する職業訓練の7割未満の場合であっても、特例が適用される場合がありますので、機構支部までご相談ください。

(4) 同程度の訓練としてオンライン訓練も認められます（通所とオンライン形式で区別せず、全体の訓練期間及び総訓練時間で判断します。□
（なお、同時双方向型の実施に限ります。）

(5) **同一の受講者に対して、複数の職業訓練を一連のものとして一体的に提供したと認められる場合**には、当該複数の職業訓練を合算した訓練期間及び訓練時間を職業訓練の実績として認めることとします。
（例）

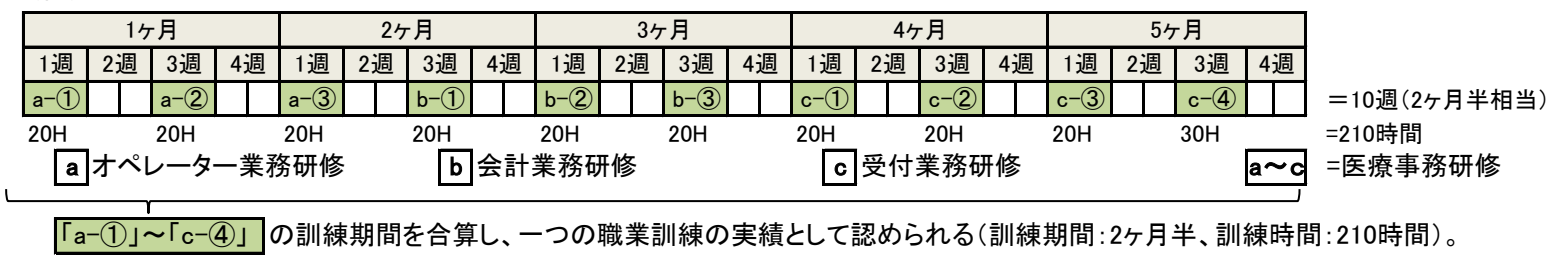

【注意】 ① 個別の訓練内容が、申請する職業訓練と同一分野に関する内容であると認められる場合に、合算できること。
② 一連のものとして一体的に提供されたとして認められる場合とは、**各訓練の間隔が概ね1週間程度**近接している場合をいうこと。

(6) (1)～(5)を満たす職業訓練であれば求職者支援訓練のほか、委託訓練、訓練機関が実施した公的職業訓練以外の職業訓練等であっても **同程度の訓練**に該当します（ご不明な場合は、機構支部にご確認ください。）。

【注意】 同一分野の求職者支援訓練であっても、(1)～(5)を満たさない場合は同程度の訓練とは認められません。

【STEP2】 選定で使用する就職実績

→ 認定様式第14号に過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況として記載。

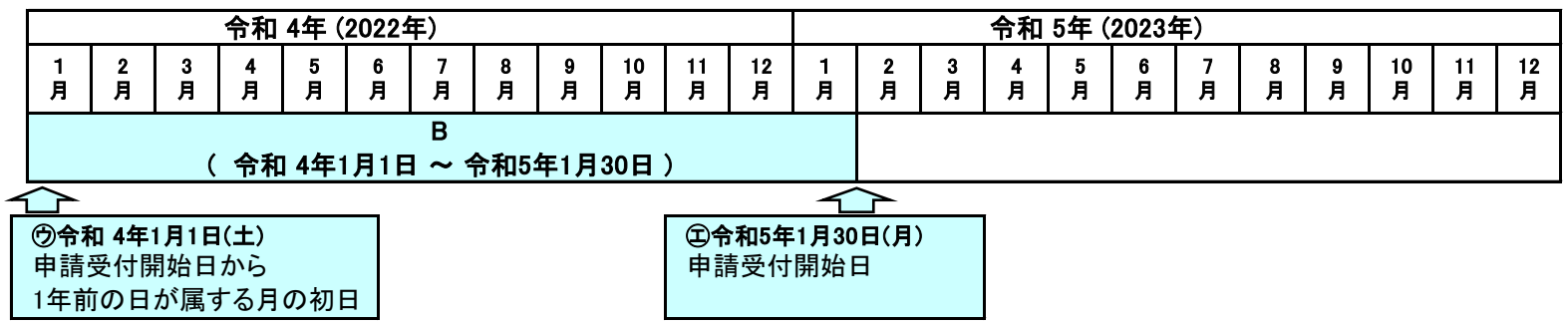

選定で使用する就職実績の有無により、選定を行う枠が**「実績枠」**、**「新規参入枠」**に分かれます（それぞれ選定方法が異なります。）。

（1） 次の場合には、その訓練の就職実績等に基づき、**実績枠**で選定を行います。
申請する求職者支援訓練と同一分野（※）の求職者支援訓練を、今回申請する求職者支援訓練を行おうとする都道府県内で実施したことがあり、その就職率について機構支部から「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式A−10）」により通知されており、
雇用保険適用就職率の適用日が B の期間（申請受付開始日【㋓】から1年前の日が属する月の初日【㋒】までの間）に属する訓練科がある場合。
（※） 同一分野の求職者支援訓練であれば、上記【STEP1】の「同程度の訓練」である必要はありません。

（2） （1）に該当しない場合には、申請する求職者支援訓練の内容等に基づき**新規参入枠**で選定を行います。
なお、新規参入枠（新規又は新規扱い）であっても、上記【STEP1】の「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」が必要となります。

【注意】「求職者支援訓練の選定方法」についても併せてご確認ください。